特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０９７号
東京都新宿区新宿１丁目８番１号
清算株式会社　株式会社ＫＫ資産管理会社
代表清算人　世良　正美
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２００１号
東京都千代田区大手町１丁目８番１号ＫＤＤＩ大手町ビル19階
清算株式会社　ジェイエス整理株式会社
代表清算人　宮崎　靖久
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１号
香川県三豊市詫間町詫間6784番地の95
清算株式会社　ヌーベル株式会社
代表清算人　青木　　剛
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所観音寺支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０８７号
東京都中央区京橋２丁目８番５号京橋富士ビル３階
清算株式会社　株式会社伊勢志摩商事
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０６８号
東京都中央区八重洲２丁目８番７号
清算株式会社　Ｏ＆Ｓ株式会社
代表清算人　柳井　　淳
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下、「特別清算債権」という。）とする。
2　弁済の方法
本協定における弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし特別清算債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は、清算株式会社の負担とする。）。
第２　一般債権
1　一般債権
一般債権とは、特別清算債権のうち、柳井玲子、柳井幸子、柳井高明を債権者とする債権（以下「関係者債権」という。）及び利息・遅延損害金にかかる債権（本特別清算開始決定日前に生じたものも含む。）に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済期間
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、⑵で定める弁済額を弁済する。
⑵　弁済額
各一般債権者に対する弁済額は、各一般債権者の一般債権額に、次に定めるアからイを減じた金額をウで除することにより得られた弁済率を乗じた金額とする。ただし、かかる算定により１円未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てた額を弁済額とする。
ア　本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額
イ　本特別清算が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、本特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び本特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額
ウ　一般債権の総額
⑶　免除
清算株式会社は、各一般債権者より、上記⑴の弁済時に、一般債権のうち一般債権額と弁済額の差額と、利息・遅延損害金（本特別清算開始決定日前に生じたものも含む。）にかかる債権の全額について免除を受ける。
⑷　追加弁済
上記⑴による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、各一般債権者の一般債権の金額に応じて按分した額を、各一般債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては上記⑶による免除の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
清算株式会社は、各関係者債権者より、関係者債権の全額について免除を受ける。
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２９年（再）第４号
東京都千代田区大手町１丁目７番２号
再生債務者　株式会社下呂カントリークラブ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿２丁目８番１号新宿セブンビル809　メトロポリタン法律事務所　弁護士　北河　隆之
平成29年１月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号
滋賀県蒲生郡日野町大字西大路843番地
再生債務者　株式会社日野ファーム
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年２月１日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年３月８日から平成29年３月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第２号
滋賀県蒲生郡日野町大字仁本木862番地の１
再生債務者　株式会社北山レーベン
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年２月１日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年３月８日から平成29年３月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第１号
徳島県徳島市南島田町３丁目26番地の６
再生債務者　株式会社フェイス
1　決議に付する計画案　平成28年11月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成29年３月21日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成29年３月７日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年３月７日
平成29年１月13日　　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（再）第２号
徳島県徳島市南島田町３丁目26番地の６
再生債務者　東條　英樹
1　決議に付する計画案　平成28年11月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成29年３月21日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成29年３月７日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年３月７日
平成29年１月13日　　徳島地方裁判所民事部